

平成28年 6 月 23 日
(2016年)

報道機関 各位

西宮市選挙管理委員会

投票用紙を誤って交付した件について（報告）

1. 内容

平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙の期日前投票において、投票用紙の交付誤りがあった。

2. 経緯

平成28年6月23日（木）（第24回参議院議員通常選挙期日前投票開始初日）、選挙管理委員会事務局期日前投票所において、午前8時30分過ぎ（期日前投票開始直後）、兵庫県選挙区選出議員選挙の投票用紙を渡すべきところ、比例代表選出議員選挙の投票用紙を、また比例代表選出議員選挙の投票用紙を渡すべきところ、兵庫県選挙区選出議員選挙の投票用紙を誤って2名に交付してしまい、投票させた。さらに続く選挙人の投票途中で誤りに気づいたが、結果的に2名の方に比例代表選出議員選挙の投票用紙を2枚交付してしまい、投票させてしまった。

※ 票の取扱いについて

- 選挙区の投票用紙に政党名や比例代表の候補者名を記入した場合、無効
- 比例代表の投票用紙に選挙区の候補者名を記入した場合、無効
- 投票箱の入れ間違いについては、有効

3. 原因

投票用紙交付係への投票用紙の配布誤り。

4. 再発防止策

全期日前投票所へ投票用紙種別の確認の徹底を行った。

5. 問合せ先

西宮市選挙管理課 （電話：0798-35-3745）